令和元年度 第2回 新潟市水道事業経営審議会 会議録

●日時: 令和元年 10 月 25 日(金) 午前 9 時 30 分~午前 11 時 20 分

●会場:新潟市水道局 水道研修センター2階

●委員の出席状況:

(出席委員) 紅露委員、宇田委員、相澤委員、池田委員、小川委員、

小田委員、本間委員、宮田委員、山田委員

(欠席委員) 木村委員

●傍聴者:0人

事務局

皆様、おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

小川委員が遅れておりますが、定刻となりましたので、ただいまから令和元年度 第2回新潟市水道事業経営審議会を開会いたします。

当審議会は、審議会条例第5条第2項によって、委員の過半数以上の出席をもって開催できることになっております。本日は有効に開催できますことを報告いたします。なお、ご都合により新潟商工会議所の木村由美委員がご欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この審議会については公開会議としております。議事録は委員のお名前を 含め、原則的に公開する予定でございます。そのため、議事について録音させてい ただきますことをあらかじめご了承願います。

これより委嘱状の交付を行います。 9 月末に 9 名の委員の任期が満了し、10 月 1 日から 6 名の方が改めて、また、 3 名の方が新規に委員となられました。この 9 名の委員(5 ち,欠席 1 名)の皆様に、佐藤水道事業管理者から委嘱状をお渡しします。 委嘱日は 10 月 1 日付けとなっております。管理者が委員の席を回ります。私がお名前を読み上げましたら、ご起立のうえ、委嘱状をお受け取りください。

水道事業管理者

(水道事業管理者より委員へ委嘱状交付)

事務局

どうもありがとうございました。なお、山田委員につきましては、委員の任期が 令和元年6月27日から令和3年2月28日までとなっており、前回の審議会におい て委嘱状を交付させていただいております。

続きまして、佐藤管理者から、委員の皆様にひとことご挨拶を申し上げます。

水道事業管理者

改めまして、皆さん、おはようございます。開会にあたり、ひとことご挨拶申し 上げます。 ただいま、本日ご出席いただいた新任3名の方、再任5名の方、合わせて8名の方に委嘱状を交付させていただきました。皆様におかれましては、ご多用のところ委員に就任いただきまして、ありがとうございます。

当審議会は、著しい社会経済情勢の変化の中、経営計画策定などの重要事項につきまして、より専門的な知見や幅広い視点から、意見、提言をいただくために、平成23年に設置したものでございます。これまでも、委員の皆様からさまざまな案件について貴重なご意見、ご提言をいただいてまいりました。引き続き、さまざまなお立場から、特に私どもが気づきにくい点を含め、忌憚のない意見をいただければと考えております。

さて、近年の水道事業でございますが、人口減少あるいは節水器具の普及などによりまして水需要が落ちてきている。これに伴いまして、我々の収益も年々減少しているところでございます。一方で、老朽施設の更新、あるいは、近年災害が多くございますけれども、これに対応するための施設の強化といったことをしていかなければならないということで、経営環境はますます厳しいものになってくるのではないかと考えております。

また、先日の台風 19 号でございますが、新潟県については農業被害等がございましたが、全国でかなり大きな被害があり、ところによっては水道施設そのものも被災するという状況もございました。いかにこういう災害対応をきっちりしていかなければならないかということを、また改めて思ったところでございます。

現在、新潟市の水道事業でございますが、「すべてのお客様に信頼される水道」ということを基本理念に揚げまして、平成27年に策定しました「新・新潟市水道事業中長期経営計画」、10年間の計画でございますが、これに基づいて進めております。今年度につきましては、この実施計画の中期実施計画2年目にあたるということで、10年間の計画期間の真ん中になります。次期の実施計画を策定するということも見据えまして、大変重要な時期にきているのではないかと考えております。引き続き、計画の着実な実施ということで、職員一同、一層努力してまいりたいと思っております。

結びでございますが、委員の皆様によります活発なご審議をお願いいたしまして、 私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

佐藤管理者、ありがとうございました。佐藤管理者は、ここで退席させていただきます。

次に、改めまして本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿を配布しておりますので、参考にご覧ください。名簿は50音順とさせていただいております。

正面、会長席に向って左側の列、一番前の席から相澤雅子委員でいらっしゃいます。相澤委員は、審議会委員募集に応募いただきまして、選考の結果、就任をお願いしております。新任でいらっしゃいます。

お隣が池田文美委員でいらっしゃいます。池田委員は、公認会計士でいらっしゃいます。再任でいらっしゃいます。

お隣が宇田隆幸委員でいらっしゃいます。宇田委員は、新潟国際情報大学情報文化学部情報システム学科教授でいらっしゃいます。再任でいらっしゃいます。

お隣が小川文子委員でいらっしゃいます。小川委員は、審議会委員募集に応募いただきまして、選考の結果、就任をお願いしております。新任でいらっしゃいます。 お隣が小田敏博委員でいらっしゃいます。小田委員は、新潟経済社会リサーチセンター常務理事でいらっしゃいます。再任でいらっしゃいます。

右側の列、一番前のお席、木村由美委員、本日欠席となっておりますけれども、木村委員は商工会議所女性会理事でいらっしゃいます。再任でございます。

お隣が紅露一寛委員でいらっしゃいます。紅露委員は、新潟大学工学部教授でいらっしゃいます。再任でいらっしゃいます。

お隣が本間秀子委員でいらっしゃいます。本間委員は、新潟市消費者協会新潟支 部理事でいらっしゃいます。再任でいらっしゃいます。

お隣が宮田義範委員でいらっしゃいます。宮田委員は、日本水道協会水道技術総合研究所主任研究員でいらっしゃいます。新任でございます。

お隣が山田健委員でいらっしゃいます。山田委員は、北陸瓦斯株式会社企画部次 長でいらっしゃいます。

以上、簡単で恐縮ですが、本日ご出席の委員の皆様を紹介させていただきました。 水道局の出席者については、配布の座席表をご確認ください。

議事に移ります。

はじめに、会長、副会長の選出についてです。議事進行については、当審議会条例第5条第1項により、会長に議長を務めていただくこととなっておりますが、任期満了による委員の改選もございましたので、改めて、会長、副会長の選任を事務局の進行により行い、その後、会長から議事進行をお願いしたいと思います。会長、副会長の選任については、当審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっておりますが、審議内容については、これまでの経過もございますので、引き続き、会長就任は紅露一寛委員から、副会長就任は宇田隆幸委員から、事前に内諾をいただいております。委員の皆様にお諮りした上で、ご異議がなければ、それぞれ会長、副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。ご異議ないようですので、紅露委員には会長を、宇田 委員には副会長の就任をお願いいたします。

ただいま選任されました会長、副会長を代表して、紅露委員からごあいさつをお 願いいたします。

紅露会長

皆様、おはようございます。新潟大学の紅露と申します。今ほど経営審議会の会 長を拝命いたしまして、これまでも会長職を務めさせていただいておりますが、引 き続き、市民の皆様に安全で安定した生活用水の供給を担っております水道局の経営に対しまして、委員の皆様にはさまざまな面から忌憚のないご意見をお寄せいただき、有意義な会にしたいと思っております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。紅露委員には会長席にお移りいただき、ここからの議事進行をお願いします。

紅露会長

ここから、令和元年度第2回新潟市水道事業経営審議会の二つ目の議事に入らせていただきます。次第(2)「平成30年度水道事業会計決算について」、担当課からご説明をよろしくお願いいたします。

経理課長

おはようございます。経理課長の猪飼と申します。平成 30 年度水道事業の決算内 容について説明いたします。

本日配布した資料といたしましては、「平成 30 年度水道事業決算概要」と「平成 30 年度新潟市水道事業会計決算書」をお配りしていると思いますが、本日は決算概要を基に説明を進めてまいります。

はじめに、本市の水道事業は、全国で 19 番目の近代水道として明治 43 年に給水を開始し、その後、市勢の発展や生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応するため、5回にわたり拡張事業を行い、平成 17 年の市町村合併を経て、今日では計画給水人口 82 万 2 千人、計画 1 日最大給水量 44 万立方メートルの事業認可を受け、事業を進めております。

現在は、平成27年度から令和6年度までを計画期間とする「新・新潟市水道事業中長期経営計画」、いわゆる新・マスタープランを策定し、「すべてのお客さまに信頼される水道」を基本理念とし、「安全でおいしい水道水の供給」、「強靭な施設・体制による給水の確保」、「環境の変化に柔軟に対応した健全な事業運営の持続」の三つの目指す方向性を明確にし、事業を進めております。

資料に沿って説明いたしますので、配布しております決算概要の2ページをお開きください。

「1 概況」です。これは、本日、一緒に配布しております決算書の 43 ページの 事業報告書の抜粋となっております。平成 30 年度の総括といたしましては、本市水 道事業の中長期的な事業運営の方針に基づき、具体的な事業、取組みを定めた新・ マスタープラン中期実施計画の初年度にあたる平成 30 年度も、諸施策の実現に向け、 関係する事務事業を進めてまいりました。

新・マスタープランにおける三つの方向性の一つである「安全でおいしい水道水の供給」では、これまでと同様、国の水質基準よりも厳しい独自の管理目標値を設定し、管理するとともに、水質検査機器の整備を進めるなど、水道水の水質管理の

充実、強化に努めました。

「強靭な施設・体制による給水の確保」では、引き続き、老朽化設備の更新や耐震化を図るため、阿賀野川浄水場施設整備事業を進めるとともに、配水場施設整備事業においても、竹尾配水場の電気設備などの更新を着実に実施いたしました。また、管路施設では、基幹管路及び配水支管の計画的更新に取り組み、事故・災害対策の観点から、巻浄水場系と戸頭浄水場系間や、青山浄水場と南山配水場間の相互連絡管の整備を継続推進したほか、重要施設として位置づけている江南区の向陽メディカルクリニックなど、医療機関向けの配水管の耐震化を進めました。さらに、災害対策体制強化において、名古屋市上下水道局との間で締結した「災害時の相互応援及び災害対策の技術交流に関する協定」に基づき、災害時の技術協力などを目的とした職員派遣を相互に行い、協力関係を強化いたしました。

「環境の変化に柔軟に対応した健全な事業運営の持続」では、広報紙による情報 提供や、水道モニター制度の実施によるお客様ニーズの把握に努めるとともに、水 道事業経営審議会では、委員の皆様からの意見や助言をいただき、事業運営への反 映に努めました。

夏期には降水量が例年に比べて少量だったこともあり、海水が河川を遡る塩水遡上の現象が信濃川と阿賀野川で発生いたしました。信濃川浄水場及び阿賀野川浄水場では、取水塔まで塩水が遡上し、水処理への影響が危惧されましたが、信濃川では、信濃川水門のゲート調整を国へ要請し、塩水遡上を抑制するとともに、阿賀野川浄水場においても、緊急的に灌漑用施設を利用した取水を行うなどの対応により、関係機関協力のもと、水道水への影響を回避することができました。

以上が、平成30年度の主な取組みであります。

続きまして、3ページの「2 主な業務実績」について説明いたします。

左の表は、平成 29 年度と平成 30 年度の比較となっております。主だった項目について説明いたします。

上から3段目「給水人口」は、6年連続の減少となりました。その一方で、その 三つ下「給水戸数」は、核家族化や新規マンションの建設などにより、過去最高を 更新しております。

配水量から有収率については、右側にまとめてありますので、そちらで説明いたします。

配水量は1億106万8,411立方メートルで、前年度に比べて179万8,154立方メートル、率にして1.75パーセントの減となりました。減少した理由といたしましては、冬期の配水量が、破裂漏水や凍結防止などで寒波による影響を受けた前年度を大きく下回ったことが主な要因と考えられます。

また、左の表では、給水量と表しておりますが、有収水量は、9,503万8,409立方メートルで、前年度に比べて92万4,271立方メートル、0.96パーセントの減となりました。こちらについても、配水量と同様の理由で減ったものと考えられます。有収率は、寒波の影響により一時的に落ち込んだ前年度を0.74ポイント上回り、94.03

パーセントに上昇いたしました。

次に、一日平均配水量は、年間配水量の減少により前年度を 4,926 立方メートル下回る、前年度比 98.3 パーセントの 27 万 6,900 立方メートルに、また、一日最大配水量は、寒波による記録的な配水量となった前年度を 6 万 2,279 立方メートルと大きく下回り、前年度比 83.6 パーセントの 31 万 7,396 立方メートルとなりました。一日の配水能力は 44 万立方メートルで前年度と変わっていないので、一日平均配水量及び一日最大配水量が減少したことで、施設規模の効率性を示す指標となる施設利用率は 62.9 パーセントに、最大稼働率は 72.1 パーセントに低下いたしました。

また、下から2行目の配水管などの延長については、8,123 メートル増え、4,341 キロメートル余となりました。

職員数については、2名増の362名で業務を実施いたしました。

下段に平成 26 年から平成 30 年度までの配水量、給水量、有収率の推移をグラフ 化しておりますので、参考にご覧ください。

次に4ページをお開きください。3(1)収益的収支の予算執行状況です。数値 については、単位が千円のものは千円以下を四捨五入しております。

まず、事業収益です。右側に総括していますので、そちらをご覧ください。

事業収益全体では、予算を 2 億 8,294 万 5 千円上回り、予算比 101.7 パーセントの 173 億 7,332 万 1 千円となりました。増えた要因としては、主に給水収益の増加で、これは給水量が予定を 171 万 8 千立方メートル増えたことで、それに伴う給水収益が 2 億 8,430 万 1 千円上回ったことによるものであります。

左の表では、収益勘定別に集計しておりますので、個々に説明いたします。

営業収益の決算額は 156 億 1,097 万円で、予算に対しましては 2 億 6,569 万円余の増でした。予算との比較で大きい部分は、先ほど説明いたしました水道料金収入であります給水収益の増であり、具体的には、4月の給水収益に影響のあった昨年冬の寒波による漏水と、8月、9月期の猛暑小雨の影響が大きく、その期間で約1 億 8,700 万円の増収となっております。

次に営業外収益ですが、予算比で 2,487 万円、1.7 パーセントの減となりました。 理由といたしましては、雑収益や負担金交付金など、「その他」として集計した部分 はプラスになりましたが、長期前受金戻入や、新規給水申込者などから徴収する加 入金が予定を下回ったことでマイナスとなりました。

特別利益については、対予算では 4,213 万円、13.4 パーセントの増となっています。これは、東京電力からの浄水汚泥など対策賠償金の収入額が見込みより少なかったですが、その他の欄に計上した浄水処理用薬品メーカーによる談合事件に関する損害賠償金の収入があったことで増となり、事業収益については全体でプラスとなっております。

続いて事業費です。右側にまとめてありますので、そちらをご覧ください。

事業費は、予算を4億3,954万7千円下回り、予算に対し97.1パーセントの149億4,464万円となりました。減となった主な要因は、動力費が燃料費調整単価の値

上げにより、5,049 万円の増となりましたが、修繕費が 9,111 万円の減、委託料が 6,125 万円の減、減価償却費などが 6,889 万円の減となったことなどにより、営業費 用が 2億 3,257 万 4 千円の減となったほか、特別損失において、汚泥対策費が 2億 4,437 万円の減となったことで、全体としては減となっております。この汚泥対策費の減は、予算において当初処分を予定していた信濃川浄水場及び戸頭浄水場の汚泥処理を次年度に先送りしたことで未執行が生じたものです。また、先ほど総括事項の中で説明いたしました塩水遡上に関連する費用ですが、これに対処するため、663 万円の費用を執行しております。

続きまして5ページ、3(2)資本的収支の予算執行状況であります。

まず資本的収入ですが、右側にまとめております。総括しますと、企業債は、事業費の繰越しなどに併せ、借入額を減らしたために、予算を12億6,600万円下回り、44億1,700万円の借入となりました。国庫補助金は、予定した以上の配当があり、予算を1億5,600万円上回る4億4,480万円の補助となりました。そのほか、左の表に記載している科目の増減により、資本的収入合計は、予算を11億3,230万円下回り、57億3,162万7千円となりました。

続いて資本的支出となります。こちらも右側にまとめておりますので、そちらを ご覧ください。

建設改良費については、継続事業である阿賀野川浄水場施設整備事業及び配水場施設整備事業における翌年度への逓次繰越が 11 億 2,440 万円と、その他の建設改良事業における翌年度繰越額が 11 億 7,412 万円に、契約差益などによる不用額が 7 億 2,233 万円発生し、決算額は 100 億 5,818 万 4 千円となり、そこに企業債償還金を加えた支出合計は、予算を 30 億 2,085 万円下回る 129 億 5,302 万 8 千円となり、予算に対する執行率は 81.1 パーセントとなりました。予算の繰越理由は、阿賀野川浄水場施設整備事業では、構内水管耐震化工事において埋設物や地下水位が想定外で工法の見直しが必要になったこと、管路更新事業などの管工事においては、下水道や道路などの他事業者や、道路管理者及び地元などの関係者との調整に期間を要したことなどがあげられます。なお、継続事業の逓次繰越を除く管路更新事業などの繰越額 11 億 7,412 万 2 千円は、平成 27 年度からの中長期計画期間中では最も低額となっております。

収入と支出を差し引きいたしますと、72 億 2,140 万円余の収入不足となっておりますが、これについては、左下に記載しております消費税資本的収支調整額や、損益勘定留保資金、建設改良積立金の取崩しにより補てんいたしました。

次に、建設改良などの主な実施事業について説明いたしますので、6ページをお 開きください。

はじめに、実施事業の統括をまとめてあります。阿賀野川浄水場施設整備事業は、 平成27年度より5か年継続事業として事業を開始し、4か年目を終了し、予定総事業費に対する進捗率は75.8パーセントとなりました。また、配水場施設整備事業は、 平成28年度より、同じく5か年継続事業で事業を進めており、予定総事業費に対す る進捗率は26.8パーセントとなっております。次に管路の整備ですが、老朽化した管路の更新や耐震化を進めた結果、今年度の管路更新率が0.51パーセントになり、管路耐震適合率が69.8パーセントに向上しました。その結果、老朽化管路率は3.9パーセントに低減しております。基幹管路整備事業では、巻浄水場系と戸頭浄水場系間及び青山浄水場系と南山配水場系間などの配水区域間の連絡管の整備を進めました。

以上が主な平成30年度に実施した建設改良事業ですが、その下からは、具体的な 事業を記載しております。

まず、「安全でおいしい水道水の供給」に関する事業については、水質検査機器の整備を実施いたしました。内容は、ガスクロマトグラフィー質量分析装置の購入や、管末水質監視装置の増設を行いました。

次に「強靭な施設・体制による給水の確保」ですが、浄配水施設の計画的更新及 び災害対策としては、今ほど説明いたしました阿賀野川浄水場施設整備事業と配水 場施設整備事業のほか、戸頭浄水場の自家発電設備更新や、満願寺浄水場の水質自 動計器設備更新などの整備を行っております。

管路施設の計画的更新及び災害対策については、記載してある四つの事業などを 実施しました。基幹管路更新事業は大口径の配水管の工事で、老朽化した配水本管 を布設替えするもの。基幹管路整備事業も大口径の配水管工事で、事故や災害対策 の観点から配水区域間の相互連絡管を新設するものです。配水支管更新事業は老朽 化した小口径の配水管を布設替えするもので、最後の配水支管整備は小口径の配水 管を道路整備に合わせ、新たに布設したり、下水道やガスの工事に伴い移設したり するなどして整備を行うものです。

「環境の変化に柔軟に対応した健全な事業運営の持続」では、局の広報紙である「水先案内」を季節ごとに年間4回発行し、水道事業を知ってもらう取り組みを進めるとともに、水道モニターや経営審議会などの会議を開催し、お客様や委員の皆様の意見や助言を的確に把握し、事業運営への反映に努めました。そのほか、水道技術や知識を有する人材の確保や育成のため、局内研修の実施や外部研修に積極的に参加しております。

それぞれの事業費などにつきましては、記載のとおりとなっております。

次のページに移りまして、「5 損益計算書・供給単価・給水原価」についてです。 左の表、損益計算書の平成30年度の欄をご覧ください。営業収益は144億6,374 万円余、営業費用は130億7,685万円余でしたので、営業利益は13億8,688万円余 でありました。次に営業外収益が13億8,535万円余、営業外費用が8億457万円余 でしたので、経常利益は19億6,767万円余となりました。そこに特別利益が3億 5,698万円余、特別損失が5億5,150万円余でしたので、差引きし、その結果、当年 度の純利益は、黄色いマーカー部分の17億7,315万円余となりました。

右側に前年度との比較を総括していますが、給水収益や加入金などの主要な収益が減少したことに加え、費用において、資産減耗費や特別損失が大きく前年度を上

回ったことなどにより、純利益は前年度を 4 億 9,612 万円余下回る 17 億 7,315 万円余となりました。

費用で大きく前年度を上回ったものを若干説明いたしますと、資産減耗費約2億9,200万円の増は、旧岩室浄水場取水施設及び山ノ下水管橋の撤去工事を施工したことによるもの、特別損失の2億3,710万円の増は、浄水汚泥対策費において、これまで保管してきた放射性物質濃度8,000ベクレル以下の収納庫内汚泥の処分を本格化したことによるものです。なお、浄水汚泥に要した費用は、従来と同様に、次年度において東京電力から賠償を得る見込みであります。

純利益については、中期実施計画には、給水収益の減少や、今ほど説明した費用の発生を一定程度算入済みで作成しており、その他の収支の増減も加味し、計画時には 10 億 1 千万円と純利益を見込んでおりましたが、今回、純利益が 17 億 7,315 万円となり、 7 億 6,315 万円余上回ったことで、減少額を圧縮できたものと考えております。

次に供給単価と給水原価の推移ですが、表は直近5年間の推移を記載しております。右に、前年度との単価などの変動要因をまとめております。

供給単価については、給水戸数の増に伴い、給水収益のうち基本料金部分の収入が増加しているため、給水量の減少割合ほど給水収益は減少せずに上昇を続けており、当年度も、前年比 54 銭増の 145 円 38 銭となりました。また、給水原価は、動力費や減価償却費、資産減耗費などが増加したことなどで、前年比 3 円 58 銭増の 129 円 45 銭となりました。政令市との比較では、双方とも、平均より低い水準を維持しております。

次に8ページに移りまして、「6 貸借対照表・年度末資金残高・年度末企業債残 高」について説明いたします。左の表をご覧ください。

資産の部ですが、建物や水道管及び水道メーターなどの固定資産は 1,486 億 3,996 万円余で、資産の 91.8 パーセントを占めており、また、流動資産 132 億 4,656 万円余は、現金預金、未収金、貯蔵品などで、合わせた資産合計は 1,618 億 8,652 万円余となります。

次に負債の部ですが、固定負債 477 億 6,939 万円余は、償還まで1年以上ある企業債、リース債務、退職給付引当金で、その下の流動負債 94 億 8,781 万円余は、その多くは未払金と1年以内に償還される企業債です。繰延収益 260 億 7,183 万円余は、長期前受金です。

資本の部として、資本金は 665 億 7,023 万円余です。剰余金は、資本剰余金と利益剰余金を合わせた額が 119 億 8,726 万円余で、負債・資本の合計は、資産合計と同額の 1,618 億 8,652 万円余となっています。

次に年度末資金残高ですが、年度末の建設改良積立金と当年度純利益を足した金額 65 億4,556 万円余となります。このことについては右側に説明しておりますが、年度末資金残高が中期実施計画の財政計画を 19 億556 万円上回っております。その理由といたしましては、純利益が計画を 7 億6 千万円余上回ったことと、建設改良

事業において、繰越額、不要額が発生したこと、補助金などの収入が予定を上回ったことなどによるものです。

次に年度末の企業債残高ですが、当年度の借入金額は44億1,700万円、今年度の 償還金が28億9,484万円余で、年度末の残高は474億8,987万円余となり、財政計 画を8億6,212万円余下回りました。これは、事業費の繰越しなどにより借入額を 減じたことによるものです。なお、現在の借入金利は0.5パーセントから0.01パー セントとなっており、低い水準を継続しております。

最後に、総資本に占める自己資本の割合を表す自己資本構成比率は 64.6 パーセントで、管路更新事業で借り入れる企業債のほか、現在、浄配水場施設の更新期にあたるため、これに係る企業債の借り入を加えて行っていることから、企業債の残高が比較的高い水準となっており、政令市の平均を下回っています。

次のページに移りまして、「7 主な経営指標の推移」です。主だったものを説明 いたします。

1行目の三つの指標については、職員1人当たりの生産性を表す指標で、新潟市の1人当たりの給水量が政令市平均と同程度にあるにもかかわらず、営業収益が政令市平均より低い理由は、料金が安価であることによるものと考えられます。

2行目の総収支比率、経常収支比率は、費用が収益によってどの程度賄われているかを示す指標で、比率が高いほど利益率が高いことを示しています。もし 100 パーセント未満であれば損失を生じていることになります。流動比率は、事業の財務安全性を表す指標で、平成 30 年度が前年に比べて下がった理由は、年度末における未払金が多かったことによるものです。

3行目の企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合で、 企業債残高の規模を示す指標で、低いほうが好ましいですが、現在、新潟市では、 建設改良事業に積極的に投資していることで、政令市平均より高くなっています。

その右の企業債元金償還金などの指標については、給水収益と各費用の比率を示 した指標であり、効率化を図るべき費用の把握をすることができます。

最後のページには、参考として、新潟市監査委員の決算審査意見書の抜粋を「むすび」として載せておりますので、後ほどご覧ください。

以上、簡単ではございますが、平成30年度決算概要について説明を終了いたします。

紅露会長

ありがとうございました。いろいろと項目があるのですけれども、委員の皆様からご質問などがございましたらお願いします。いかがでしょうか。

私から一つ、二つ、ご質問させていただきます。

最後のグラフで、企業債残高が収益に対して相対的に大きいというご説明の中に、 近年の設備、施設の更新、改良にあてる建設投資が大きいということが理由として ご説明がありましたが、水道局ではどのような方針で、他の政令市と比べて、現状 でこれだけの投資がなされているのかということを、簡単でけっこうですのでご説 明いただきたいと思います。

経営管理課長

経営管理課長の倉元と申します。

投資額について、他の政令市と比較して何か投資額を決めているようなところが あるかというご質問でよろしいでしょうか。

紅露会長

必ずしもそういうわけではなくて、現状の投資が他の政令市に比べて相対的に大きいということが、おそらく水道局の意図を持ってやられていることなのだろうと思うのですけれども、その背景にあることというのは、どのようなことがあるのかということをお伺いしたいと思っております。

経営管理課長

背景としては、中期マスタープランに基づいた投資額となっておりまして、新・マスタープランを策定した背景、投資額が高くなっている背景は、管路の投資額は比較的平準化しながらやっているのですけれども、阿賀野川の施設整備事業など、浄配水場施設の更新時期に入ってきましたので、これから順次、浄配水場を更新していくにあたって、阿賀野川に始まって、更新投資額が比較的高くなっているという状況です。

紅露会長

これは多分、更新を何度も何度も繰り返していくと、その山がどんどんなだらかになっていくというサイクルをずっとたどっていくのかと思いまして。ありがとうございます。

もう一つ、ご質問させていただきたいのです。

建設改良事業のところのご説明で、老朽化管路率が 3.9 パーセントに低減というご 説明があったのですけれども、老朽化管路の低減というのはどういう定義で計算さ れているのでしょうか。

経営管理課長

マスタープランに記載してあるのですけれども、独自に管路の口径とか管種とか、 重要度に応じて、法定耐用年数とは別に更新の目安となる更新周期を定めておりま す。この更新周期を超える管が今どのくらいあるかということを管路延長で計算し まして、分母は総管路延長、分子は、私どもが定めた更新周期を超えている管路延 長という計算となっております。ですから、ここでいう 3.9 パーセントが更新しなけ ればならない管として残っているということになります。

紅露会長

ありがとうございます。

これは、水道施設の更新とか整備とかいう過去の経緯を考えると、このあと大きな波は来ますか。それとも、更新や整備の波が出ないように少しずつ対策をされているのか、これが今後、要するに数字が増える方向で行きそうなのかどうなのか、どのようにお考えなのでしょうか。

経営管理課長

この数字は、マスタープラン上ではこれを減らしていく、令和 6 年度までは減らしていくこととしていますし、その後について、一時的に更新の対象管路が減る時期がきますが、今の計画では、長期的に見たときに、それを平準化して少し前倒ししていく時期に入るかと思っています。ですから、この率が大きく増えていくことはないと思っています。

一方で法定耐用年数 40 年を超える管路はこれから増えていく。ただ、私どもが定めた更新周期を超える管は、これを減らしていくという方向となります。

紅露会長

ありがとうございます。

委員の皆様から、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

小田委員

2点ほど質問させていただきます。

4ページで、汚泥処理を次年度以降に先送りしたというようなコメントがあって、 予算減となったということで出ているのですけれども、先送りしたという理由が何 なのかというところ。いつかは必ず処理しなければだめなものではあると思います し、処理した後は、当然、賠償という形でついてくるものがあるとは思うのですけ れども、処理というのは先送りではなくて、どんどん前倒しでやっていく必要がな いのかというところを、一つお聞かせいただきたいと思います。

経営管理課長

汚泥処理に関しましては、非常に、調整に極めて慎重を要しているものとなっています。というのは、やはり放射性汚泥ということで、必要以上に、受入側の、例えば都道府県ですとか市町村とか、そういうところに気を使わなければいけないもので、前倒しをしたいのはやまやまなのですけれども、そういう調整をしながら、受入れていただけなくなるようなことが起きないように、慎重に取り組んでいる結果ということでございます。

小田委員

そうしますと、基本的には受け入れる先を探していなかったので先送りせざるを 得なかったととらえてよろしいでしょうか。

経営管理課長

探してはいたのですけれども、やはり受入れする用意などがありますし、あとは 段取りといいますか、一気に受け入れていただけるわけではないので、そういう段 取りを組む必要があったので、順次、できるところから処理したということもあり ますし、あとは、先送りした浄水場の中には、浄水場の整備がありますので、そう いうものを優先的に、整備のじゃまにならないように汚泥処理を先送りしたという 事情もございます。

小田委員

分かりました。

もう1点ですけれども、最後の監査委員の意見書のところで、一番下の表なのですけれども、結局、この資金残高が当初の予想よりもかなり上振れしてきているということで、見直したけれどもそれ以上に上振れしてきている。全体の今回の決算を見ていますと、予算に比べて収入面はプラスになっているし支出面もマイナスになっているところがあって、その結果だとは思うのですけれども、相当上振れしてきているという要因としては、どのようなところを要因として考えいらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

経営管理課長

まず一つには、やはり純利益が予定より上回っているということがあります。これは、やはり計画的に、給水収益を見るときにかなり厳しめに見ているということがありますし、できる限り費用の削減に努めてきているという部分もございます。一つ目は、純利益が計画を上回っているということがあります。

それから、建設改良費では、説明の中にも出てきましたけれども、今、継続事業をやっていまして、逓次繰越、繰越が出ていますので、単年度的に見ると資金残が相当上回っているということになっています。ですから、継続事業以外でも繰越が発生していますので、そういうことで、計画に対して若干、そういう部分では執行が遅れていると言えると思います。それもあって、現在、資金的には計画をかなり上回る資金残になっているという状況です。

小田委員

分かりました。最終的には全部使い切っていく、使っていかなければいけないですし、効率的に資金運用といいますか資金を使っていかないと、資金を滞留させておくということ自体がマイナスになると言うとあれですけれども、ぜひとも資金の運用というか効率的な活用を考えていただければと思います。

経営管理課長

年度末の資金残につきましては、正直なところ、いくら持っていればいいという 部分は、最低限の目標などは持っていませんが現在 65 億円くらいですので、これが 適正かどうかはなかなか判断が難しいですが、効率的な資金運用に努めていきたい と思っています。

小田委員

ありがとうございました。

紅露会長

ほかにございませんでしょうか。

池田委員

決算書の中で、14ページの4番目、セグメント情報に関して。今、会長から質問があったのは、結局セグメント情報が今いただいている資料では分からない点です。 水道事業会計全体で一つのセグメントとする、と書いてあるのですけれども、まず、報告セグメントというのはどういう意味ですか。

経営管理課長

この報告書につきましては、平成 26 年度に水道会計制度の変更があったときにこういう書式でということになっておりまして、セグメント、重要な会計方針として、報告すべきセグメントの情報としてこういうことを記載しなさいということがございます。

池田委員

分かりました。いわゆる外部報告としての財務会計ではそういう方針で構わないと思うのですけれども、管理会計的な意味で、こういう会議の場で浄水場別のデータが出ていないと、いろいろな話があちこち飛んで非常に分かりにくいと思うのですけれども。何か水道局内部で、浄水場別の情報というようなもので表を作られていないのですか。進捗状況とか繰延状況とか、一覧で浄水場別にどうなっているのかが分かるような、そういう資料があれば話が割と分りやすいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

経営管理課長

多くの水道事業がそうだと思うのですけれども、会計上、浄水場ごとのセグメント情報というのを詳細に分析している事業体というのは、かなり少ないといいますかほとんど無いという状況だと思いますし、本市におきましても、当然、浄水場ごとに予算の執行状況、決算状況等は整理しておりますけれども、それらを水道局としてトータルな意味で、浄水場ごとのセグメント情報を、会計上は整理しておりません。

池田委員

そうしますと、水道局の内部の方はご自分たちのことですから非常によくお分かりになっていると思うのですけれども、我々、外部からまいりまして、資料が少し分かりづらいと思うのです。皆さんからいろいろな説明があるのですけれども、その箇所、箇所で、いろいろな浄水場の名前が出てまいりますので、それもむしろ一体化した表とか、何かペーパーがほしいという気がします。今後、そのようなお考えはございませんでしょうか。

経営管理課長

浄水場ごとの整備状況等につきましては、例えば浄水場ごとの配水量ですとか、 施設の整備状況ですとか、そういったものは一覧にして示すことはできると思いま すので、用意したいと思います。

紅露会長

ほかにございませんでしょうか。

経営管理課長

少し補足いたしますと、決算数値どうこうという、委員が求められているものとは若干、違うと思うのですけれども、例えば浄水場ごとの取水量、配水量、業務に関する配水量などにつきましては、決算書の 54 ページ、55 ページに、各浄水場の事業実績としての配水量という形のものだけは載っております。

池田委員

やはり一番関心があるのは、繰延べの工事の具合だと思います。どの部分を優先的にやって、どの部分が後回しになっているのか、それらの情報が知りたいと思うのです。実際に水道の供給量とか取水量、それらのデータはこれで分かるのですけれども、今後の設備投資の計画とか、そういうものが知りたいという意味なのです。

経営管理課長

計画段階では、計画書としてある程度、浄水場でこういったことをやっていきますということをお示ししているつもりなのですが、それに応じて、各決算の段階においてどういう進捗状況になっているかということを、今のところ詳細には示しておりませんので、今後の決算説明等に際しましては、そういう計画との各浄水場の整備状況等が見比べられるようなもので考えていきたいと思います。

紅露会長

今のご意見については、浄配水設備の投資額は非常に大きくなりますので、差し支えのない範囲で、委員の皆様が、今後の更新とか投資をどのように計画して進捗されているのかということを確認できるような、差し支えのないものをぜひご検討いただいて、ご準備いただければと思っております。

ほかに何かございますか。

本間委員

数字的なことはまったく分らないので、大変努力されているのだなということは 理解いたしました。

本当に子どものような質問なのですけれども、先日、小学校に出前事業に行きましたときに、小学4年生の子どもがエコに対する勉強をしておりまして、「水道、水を大切にというようなことを勉強しているのです」と子どもたちから教えてもらいました。子どもを含めた市民が、これから安心で安全な水をいただくために私たちができること、経営していらっしゃる局の方だけではなく、私たちが協力できることというのはどういうことだろうと思いました。小学校に行って、子どもたちは水を無駄に使わないとかそういうようなことを話していたのですけれども、広報もたくさんしていらして、寒波の時に水道管が破裂しないように指導もしてくださっておりますけれども、その他に、私たち市民が水道局とともにずっと継続的においしいお水をいただけるための何か、どのようなことを生活していく中でしていけばいいかということも考えましたので、そういうことがあれば広報紙に載せていただけたらありがたいと思っております。

経営管理課長

水道局独自の出前講座で小学生などにはお話することもあるのですけれども、安全という部分では、やはり水源保全とか、できるだけきれいに使って、例えば、味噌汁の残りであればそのまま捨てないで、具をすくい取ったりしてとかしてきれいに捨ていただくということも水道の保全につながっていくと思います。新潟市は最下流なのでなかなかそういう効果がすぐには出ないかもしれませんけれども、そう

いう部分も一つ、持続的に水道を使っていくときには大事だと思いますし、あと、 私どもとしてもこれから理解していただかなければいけないと思うのは、やはり人 口減少が進む中で、施設を維持して更新していくためには、少し言いづらいのです が、費用負担といいますか、そういう部分についてお願いしていかなければいけな いということが、これから出てくることだと思います。小学生にはなかなか言えな いのですが、そういうところを含めて広報をしていきたいと思います。

本間委員

そうですね。そのようなことを市民として、水をきれいに大切に使うということや、おいしい水が飲める、安全な水が飲めることは、市民一人一人も生活を見直していかないといけないということを、また子どもたちとともに考えていきたいと思います。

紅露会長

人口が減ってきて、設備をとなると、無くすにもお金がかかるので、先ほどのご 説明の中でもございましたけれども、そういうことも長期で見ながら、水道局の皆 さん、設備の更新とか整備計画を立てて運営されているということはこれまでのご 説明でも十分理解しております。引き続き、一般のユーザーの方が見えない先まで、 水道局の皆さんは時間的な先までおそらく見えているのでしょうから、その辺のと ころで、利用される側の著しい不都合とか不利益がないような形で備えをしていた だければと思っております。

あとはお財布的には節水するのがいいし、当然、水道にも供給上限がありますので、あまりにどんどんと使われると水が送れなくなるということもあるのでしょうけれども、かといって、ものすごくみんなが水を使わなくなってしまうと、今度は収入がなくなってしまうということで、なかなか難しい、悩ましいところもございます。そういったところで、皆様の生活の質が低下しない範囲で、安心して、「水はそんなに気を付けなくても自分のところに届くんだ」くらいの生活を皆さんが送れるような形で水道事業を運営していただくことが一番いいかと思っております。

これから冬になりますが、油の口を閉めないでその辺の川に流してしまうと、おそらく水道局の皆さんはとても慌てることになってしまうと思います。生活雑排水だけではなくて、油など匂いが出てくるものが出ると、おそらく大変なことになってしまうと思いますので、その辺も各ご家庭で、大きなタンクを持たれている方とかはぜひご注意いただいてご利用いただくことがいいのではないかと思っております。

というところで、皆様からだいたい質問が出尽くしたところかと思うのですが、 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小川委員

本日の収支決算報告会議の中で、今日初めてお聞きする話もあり、水道というと、 取水して浄水して各家庭に給水するという、だいたいの流れは想像できますが、各 項目での収入・支出など、専門的な数値を見せてもらっても、実際どのようなもの なのか、にわかには分からなくて、なるほどと思うばかりです。その中で、一つお聞きしたいことがあります。先ほどお伺いした放射性物質に汚染された土を処理し、東京電力から補償金をもらっているという話を聞いて思ったのですが、福島近辺ならすぐに分かりますが、この辺ですとどのように汚染されているのか、また処理した土ですけれども、どのように処理をするのでしょうか。先日のようにあちこちで大水害があり、土砂も大量に流出するのを見ると、処理をするといっても、放射性物質をコンクリートで固めるという話は聞いたことがありますが、昨今のような今まで想像したことも無いほどの大量の雨が降ったりすると、今後はどのようになるのか心配なのですが、教えていただけますでしょうか。

経営管理課長

水道に関しましては、福島とかではなくても、例えば新潟市の水道に関して放射性物質がどういう形で出るかにつきましては、川を流れてきまして、私たちが浄水場で川の水を取って、それをきれいにこしている過程で汚泥が残ります。この汚泥の中に、上流から流れてきたと言っていいのかどうか、放射性物質が含まれているということもございます。これの処分につきましては、規制もございますし法律もありますので、そういう法律や規制に則った適正な形で、処分しているということでございます。

最終的な処分先につきましても、先ほどおっしゃいましたコンクリート、セメントという部分もありますし、最終処分場に行ったものもあると思うのですけれども、こういった最終処分場では、一定の規制に基づいて、管理型処分場という形できちんと管理されている、処分場で処分されていると考えております。

紅露会長

よろしいでしょうか。放射線の線量は時間が経ってくると、どんどん下がってきて、そのうち基準よりも下回るような密度になるということなのだろうと思うのです。先ほどの法令の基準というのが、線量の密度で規定されていると思われますので、浄水したときにきれいな水を取って、残ったものの容積を小さくすればするほど線量の密度が上がってきますので、それで、基準を超えるようなものが汚泥の中に出てきて、処理にご苦労されているということかと思っております。

小田委員

せっかくなので、全然関係ない話ではないのですけれども、決算と直接関係ないのですけれども、今朝の新聞で入札の話が出ておりまして、新潟県の入札の最低価格ということで、今回いろいろなっているのですけれども、この水道局、新潟市の公共事業という観点でいったときに、入札価格の考え方といいますか、最低入札の……当然、それによって調達コストは相当変わってくる部分があると思うのですけれども、どのような運営をしているか、開示できることなのかも分らないのですけれども、教えていただければと思います。

経理課長

入札に関しては、設計書を基にして設計金額が設定され、その金額を元に今ほど

お話された最低制限価格が決められます。新潟市と水道局は同一の考え方で運用しており、最低制限価格に関する計算式に当てはめて計算するような形になっております。実際には何パーセントというような決まりはないですけれども。

小田委員

何パーセントという決まりを持っているわけではないのですか。

経理課長

ではなくて、例えば直接工事費の何パーセントとか、共通仮設費など、諸経費の何パーセントというところの率を掛け、出た金額を足して、最低制限価格を決めていくというような形になります。

小田委員

分かりました。であれば、極端に高い最低制限価格になっているということはないという考え方でよろしいわけですね。

経理課長

設計金額との比較では、だいたい 90 パーセントから 95 パーセントくらいのところが最低制限価格になっております。

小田委員

分かりました。

紅露会長

だいたい、その数字から言いますと、最低価格自体は他所のところと似たり寄ったりという感じでしょうか。

お安く物が調達できれば支出が減りますのでめでたしめでたしといきそうなのですが、皆さんのお金を使ってそれを整備するということになりますので、お安すぎるとまた困ったことになるのは、委員の皆様、十分ご理解いただけると思います。かつまた、要求水準が厳しくなって、要するに、業者の競争をあおるような環境になってきますと、請負業者の過大な負担を強いるような構造になってしまっても、これもまた実は非常に困ったことになります。——要するに、競争すればするほど価格は下がる圧力がかかるのですけれども、請け負う皆さんの体力が今度なくなってきて、いざといった時に持続的に必要なものを調達できるような環境が、新潟になくなってしまいますそういうところのバランスを取りながら、水道局や市役所の皆さんが、応札の業者の選定と、価格の適正ということを常時見ながらご判断いただいているということでご理解いただければと思っております。

ということで、だいたい質問も出尽くしたと思うのですが、本日予定しておりました議事は以上となります。ほかに委員の皆様からご意見、また、水道局のほうからご報告などはございますか。

事務局

水道局から、議事にはないのですけれども、1件報告をさせていただきます。机 に資料をお配りしてありますので、そちらをご覧ください。よろしくお願いします。

経営管理課長

このたび、台風 19 号で全国的に被害が出ておりますので、これに関して、本市の対応ということで報告させていただきます。資料は、『経営審議会報告資料「令和元年台風 19 号」対応状況』という資料で説明させていただきます。報告内容は大きく分けて 2 点ございまして、この資料の表が本市としての対応です。裏面が、本市はいわき市に若干応援、給水支援という形で応援に出ていますので、それについての報告です。

1点目の新潟市の対応ですが、概略についてご説明いたします。 1、新潟市の対応として、阿賀野川河川洪水に関する避難勧告発表のために、準3号配備体制をとりました。これは市役所全体の配備体制の一つです。こういった体制をとって、配備対象職員は、水道局においても各所属に到着次第、浄配水施設の被害状況等の情報収集に努めました。また浄水場には職員を配備して、浄水処理、設備運転状況の監視体制をとっております。結果を申し上げますと、水道は、青山浄水場において管理館玄関のガラスが破損する等の軽微な被害がありましたが、減水や断水など、浄水作業に支障をきたすようなものはなく、管路の被害もなく、市民へ影響を与えるような被害はありませんでした。

(1) として対応時の時系列ですけれども、12日(土)には、新潟市全体で、新 潟市災害警戒本部が設置されております。併せて、自主避難所が開設されておりま す。13日(日)には、4時2分に河川洪水に関する準3号配備体制ということで、 一定の配備体制がとられました。これは市全体です。水道局では、その後、4時 45 分、水道局各課に水道施設の被害状況等の情報収集を行っておりまして、冒頭申し 上げたとおり、軽微な被害を確認しております。その後、7時20分、河川水位の上 昇に伴いまして、阿賀野川、これは満願寺の観測所の水位なのですけれども、こち らの右岸側の水位が一定基準を超えましたので避難勧告が発令されております。こ の避難勧告発令に合わせて、新潟市全体では災害対策本部が設置されております。 水道局では、この後、浄水課を中心に、浄水場で浄水処理および設備運転状況の監 視体制を強化して、一定の体制をとっております。その後、水位の低下に伴いまし て、14 時半には自主避難所がすべて閉鎖されて、15 時には阿賀野川の避難勧告が解 除されております。市の災害対策本部も、警戒本部へ移行しております。21 時には 水防警報が解除されて、21 時 10 分には新潟市災害警戒本部も解散したということ なのですけれども、水道におきましては、その下の写真にあるとおり、これは満願 寺の取水口、浄水場の取水口ですが、左の平常時に比べて、13 日 9 時現在は右の写 真のとおり、かなり水位も増していますし川も非常に濁っているという状況があり ました。これは阿賀野川だけではなくて信濃川も同様な状況でしたので、浄水課で は、浄水処理および設備運転状況監視体制をとってまいりましたが、14日に至って、 その体制も解除して通常体制に戻したということでございます。市内では、水道に 関しては大きな被害はありませんでした。

裏面です。2、応援活動といたしまして、私ども、福島県のいわき市へ職員を派

遣して、支援しております。令和元年 10 月 17 日より、浄水場が冠水して広域的な断水が発生した福島県いわき市へ、先遣調査隊 7 名と給水班 2 名を派遣し、被害状況調査、臨時給水所への応急給水活動を行いました。先遣調査隊は 10 月 19 日の正午、給水班は 10 月 23 日の活動を以って既に撤収済みです。

いわき市への応援の経過なのですけれども、まず新潟市といわき市が、市全体で 危機発生時における相互応援に関する協定を締結しておりまして、10 月 17 日の段 階では、既に防災局を中心に、新潟市から4人の先遣調査隊が現地に入っておりま した。ここからの情報により、応急給水が大変だというお話をお伺いして、日本水 道協会の中部地方支部との調整により、この中部地方支部からの要請に応じて、い わき市に先遣調査隊と応急給水班を派遣したという経過でございます。

- (1) 活動状況でございますが、17日13時に新潟市を出発して、19時25分に いわき市に到着いたしました。先遣調査隊の活動状況は、18日(金)は、冠水した 平浄水場の被害状況の調査を行っております。それから、いわき市内の臨時給水所 の状況調査を行っております。応急給水活動支援について、いわき市水道局と、ど ういった支援ができるのかといったような協議を行っております。19日(土)に撤 収ということになったわけですけれども、これにつきましては、いわき市側の給水 体制が軌道に乗ってきたというような状況でございましたので、19 日の段階で先遣 調査隊は撤収しているということです。次に給水班ですが、給水班は、いわき市水 道局構内の注水設備より給水車に充水して、臨時給水所への運搬給水を行っており ます。活動内容は記載のとおり、18 日から 23 日にかけて、市内の給水所へ、他の 事業体とともに、給水車による水の運搬を行っておりまして、24 日の8時半には撤 収しております。なお、ここに記載の事業体は、この給水所に従事した事業体だけ でして、全体では最大30か所くらいの給水所に対して、民間や自衛隊や他の水道事 業体の応援も含めて、市内では最多 60 台くらいの給水車が活動していたようです。 浄水場が 21 日ころにだいたい運転できる目途が立ちまして、徐々に給水区域が広が ってまいりまして、断水区域が減りましたので、それに伴って、本市は24日に撤収 しております。ただ、現場では、最終的な全市出水が27日以降という見込みですの で、それまでの間は、本市以外の他都市の給水車ですとか、ほかの給水車が残って、 応急給水は継続することになる見込みです。
- (2)活動状況の写真については、ご覧のとおり、左上が先遣調査隊が出発するときの様子です。右上は、冠水してしまって機能を失った平浄水場の玄関の冠水の状況、ここまで水が来たという写真です。左下は臨時給水所の様子でして、このような形で、仮設の水槽等から、こういった給水栓を伸ばしまして供給を行っているという状況の写真です。右下が、本市の給水車がいわき市の設置した仮設の給水タンクに給水車から注水している状況の写真となっております。

なお、ここに記載はありませんけれども、水道局からは、いわき市に対しまして、ペットボトル、今皆さんの机の上にあるこのペットボトルを1万3,000本余り、18日午前11時に到着するように送っております。

以上、簡単ですが、今回の台風 19 号に対する対応状況ということで報告させていただきました。

紅露会長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問等はございますか。 今回は、阿賀野川の出水がありましたけれども、濁っても何とか出水ができて無 事に何事もなかったということで理解しておりますが、私のつたない知識のうろ覚 えなのですが、濁り過ぎると、水、取れなくなるのですよね。そういうことはあま りないですか。

計画整備課長

計画整備課長の川瀬です。浄水場につきましては、河川の濁度、濁りの状況ですが、それがかなり濁ったとしても浄水処理が行えるように設計しておりますので、この写真でご覧いただいているような、ほとんど泥水と言っていいのでしょうか、この程度の水が流れてきても十分浄水処理を継続できるように設計しております。

紅露会長

ありがとうございます。

応援の活動ですが、いわき市は非常にまちが大きくて、いろいろな、まちの成り立ちが違うところが一つのまちになっているということで、ずいぶん多くの給水車の出動と、かなりたくさんの団体も応援に入ったようですね。今の報告を受けて、改めて考えてみると、水害のようなときに、やはりペットボトルは一番ありがたいなと。ぱっと開けてぱっと飲める。蓋ができる。空になってもまだ使えるということを考えると、ペットボトルで用意しておいて、ぱっと配るということは非常に、ナイスアイデアだなと思って、お話を伺っていました。

何か皆様から、ご質問など。

技術部長

先ほどの浄水処理の件で少し補足をさせていただきたいのですけれども、今回の 洪水について、かなり濁度が上がったのですが、幸い、浄水場の能力を超えるよう な濁度ではなかった。能力というのは、実は、薬品を入れて浄水処理をするわけで すけれども、河川濁度が極端に上がると、薬品の注入量が足りなくなって浄水処理 を全量できなくなるという状況はございます。ただ、今回は、そこまで至らなかっ たということでありまして、濁度が能力を超えた時は、取る水の量を絞って減らし て、注入量に見合った量を取水して処理をする。または、ピークカットということ で対応するのですけれども、そのために配水池で水を蓄えていて、ピークカット時 にも給水を継続できるように対応しております。

本当に能力を超えた場合は減断水ということもあり得るのですが、それについて も準備を進めているところでございます。付け加えさせていただきました。

紅露会長

ありがとうございます。習ったことをちゃんと覚えていて、安心しました。 皆様から、だいたいご質問、出尽くしたと思いますので、それでは、本日の議事 は終了したいと思います。

最後に、事務局から、よろしくお願いします。

事務局

今後の審議会の予定について、委員の皆様にお諮りいたします。水道局では、これから令和2年度予算の編成時期になります。皆様にご説明する機会として、次回審議会の開催を3月の中旬から下旬に予定したいと考えております。日程については、改めて調整させていただきます。

池田委員

今、予算のお話をしていたので、先ほどお伺いし損ねたのですけれども、こちらの決算概要の説明書で、4ページの予算執行の収益的収支のほうは 100 パーセント前後でごく常識的な線だと思うのですけれども、その下の、5ページの予算執行の資本的収支のほうが 80 パーセント台で、例年はどのような数字なのか。過去と比べてどうなのか。それから、今年度に関しては、これを見ますと、阿賀野川と基幹管路、これが予定より少なかったので企業債が少なかったという見方でよろしいのでしょうか。

経営管理課長

資本的支出の執行率につきましては、下の建設改良費の推移という表がございますが、ここには書いていないのですけれども、これはそれぞれの建設改良事業の執行額、決算額ですが、それぞれの予算につきましては、例えば平成27年度は110億円、平成28年度も110億、平成29年度も130億円、これらの予算に対しまして、平成27年度が72億円、平成28年度は76億円、平成29年度が90億円となっておりますので、執行率はそんなに大きくは変わっておりません。ただ、今回、阿賀野川浄水場の継続費の繰越しがかなり大きく出ておりますので、その分、執行率がかなり下がっているという状況です。ほかの事業につきましても、それぞれの年度、これだけ執行率が低くなっているのは、継続的に繰越しが発生しているということが一つの要因であります。それから、やはり経営差益が出ていますので、執行率としてはこうなっている。平成30年度は、繰り返しになりますが、やはり浄水場の阿賀野川施設整備事業の繰越し、逓次繰越しが大きくなっておりまして、それだけ執行率が下がっているという状況です。

あと、企業債につきましては、委員おっしゃられるとおり、阿賀野川浄水場の当 初借入予定であったものが繰越しになって、そのぶん、借りていないということで す。

池田委員

そうすると、やはり先ほどのセグメントのところに話がいくのだなという気がします。全体的に、なかなか分かりづらいと。やはりセグメント情報を、差し支えない範囲で出してもらえるとよく分かると思っています。

経営管理課長

私どもの大きな事業というものが今、阿賀野川浄水場整備事業と配水施設整備事

業、これがいわゆる公営企業会計上で5か年継続事業という形で継続費として組んでおりますので、ここについては説明しているつもりなのですが、それぞれの浄水場についての執行状況というのは、これだとまったく分らないということは、委員おっしゃるとおりです。善処したいと思います。

経営企画部長

経営企画部長の川井です。今の繰越の関係ですけれども、まず、継続事業費を組みますと、今回は、阿賀野川浄水場施設整備事業や配水場施設整備事業ですが、それぞれ期間を5年間組んでいます。逓次繰越については、制度上、事業期間の5年の間であれば順次繰越しできるということで、私どもは、整備の目標とする内容については5年間かけて、途中、繰越しはいろいろな事情で発生しますけれども、最終的には予定していた工事をすべて完了させていくという形になります。

また、管工事の関係、管の更新とか耐震化の関係につきましても、これもいろいるな事情で翌年度に繰越しするということが制度上できるわけですが、これも事業自体は、先ほど課長からも説明がありましたように、私どもの事業計画に基づいて事業をさせてもらっておりますので、全体の見直しの中で先送りするというケースもありますが、通常は実施計画に基づいて、中には繰越しせざるを得ないこともありますけれども、翌年度には基本的に完了する形で計画的な執行に努めさせていただいています。

池田委員

冒頭で、会長から、老朽化管路率についての定義の質問があったのですが、私も 同じく、逓次繰越し、これはどういう意味なのでしょうか。この言葉が分からない のです。

経営企画部長

役所の予算は、基本的には単年度予算で、その1年間で予算を使うというのが基本になります。ただ、事業のような大きい取組みについては、どうしても1年ではできないものがあります。その中で、最初に議会の議決をいただいて、ある程度の期間を設けて事業を行うことができます。これが継続費の設定ということになります。その中で、今、継続費を設定しているものが阿賀野川浄水場施設整備事業と配水場施設整備事業ということで、この両事業とも5年間の事業期間を設定させていただいております。この中で、工事を進めるにあたって、不測の事態が生じることもあるわけですが、そういった場合は、執行できなかった事業については翌年度以降に送ることができるという制度がありまして、これが逓次繰越ということでございます。

紅露会長

今のご説明は、基本的には、お金は補助金と水道料収入と起債したぶんと、そういったものが全部1回財布に入って、それで、整備する事業が何年度分かというようなことで設定されて、それを、その期間の中で、その整備をする仕事を、契約とか発注の時期が多少前後しながらも、予定した期間の中で計画した事業が完了して

いくという理解でよろしいでしょうか。

経営企画部長

基本的におっしゃるとおりでございます。財源としては、水道料金、国庫補助金、 あるいは起債、こういったものを合わせて、必要な経費を予算措置していくという ことになろうかと思います。

紅露会長

例えば施設を更新することになると、ほかの国とか県でもやられるような、要するに通常の単年度の予算で執行するものと、起債して複数年度でやるものとかがあったりするのですが、それは基本的には、金額が大きくなると、これはこれ、これはこれというような形の紐付けがされてくるのでしょうか。

経営企画部長

起債、つまり借金ですが、この考え方につきましては、基本的には、どのような施設につきましてもその年だけで使うものではないので、例えば 40 年とか 50 年とか長期にわたって使うということなので、それにかかる経費については、一部、後年度も負担するといいますか、そういった考え方もありまして、負担の公平性といいますか、起債自体がそういう意味を持っていまして、借入を行う中で毎年度償還しながら、その施設を維持していくという考え方がございます。

紅露会長

分かりました。基本的には、それを作るためのローンを組むというような、車を 買ったり家を買ったりするのと同じような考え方ですね。

経営企画部長

おっしゃるとおりです。長く使うものについては、減価償却も行いますけれども、 財源である起債というのはそういう意味があろうかと思います。

紅露会長

分かりました。国の事業などになりますと、通常は単年度でやりますけれども、 複数年度で事業を進めるときに、2年とか3年の国債を出してというようなことも あるのですけれども、今回のここの話はそういうものではなくて、整備計画として は何か年ということになっているのだけれども、施設を整備更新したりする費用は 通常の我々が考えるローンと同じような考え方で、要するに償還年数が設定されて いて、その間、ずっと償還し続けてという感じで。

経営企画部長

おっしゃるとおりです。

紅露会長

分かりました。

ここまでで議事は終わりまして、先ほど、次の会議の日程等のご説明があったと 思いますが、日程調整を事務局で進めていただきたいと思っていますが、委員の皆 様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局で今後の準備を進めていただければと

思い	١	ま	す	٠,

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。事務局に進行をお返ししま す。よろしくお願いします。

事務局

皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。本日の議事録については、 後ほど内容をご確認いただき、ホームページに掲載する予定としていますので、よ ろしくお願いいたします。

事前にタクシーの手配をお知らせいただいた皆様には、この研修所1階の入口前に配車させていただきます。事務局でご案内しますので、お声掛けください。 本日は、どうもありがとうございました。